

保管施設での安全確保方策等に関する実施要領

1. 目的

この実施要領は、国際総合学園・都市緑花センターグループが実施する「遺伝子組換え実験を伴わない組換え植物の保管」について、遺伝子組換え実験安全管理規程に基づき、現場において執るべき安全確保等について必要な事項を定めるものである。

2. 園長の責務

園長は、保管施設における安全確保及び研究概要の掲示に関して総括する。

3. 保管主任者

1) 園長は保管主任者を定める。

2) 保管主任者は次に掲げる業務を行う

- (1) 保管期間中、毎朝及び毎夕に保管施設に異常が無く、保管物が健全であることを確認すること。
- (2) 保管の際に講じる措置や保管中の措置が適切に執られているか確認すること。
- (3) 保管施設に係る警備員等に適切な指示を行うこと。
- (4) その他、安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。

4. 保管の際に講じる措置

- (1) 新潟県立植物園観賞温室 B 廊下（以下、B 廊下）の遺伝子組換え植物の保管に用いる保管施設（小型栽培室）を P1P に指定する。
- (2) 遺伝子組換え植物の研究に従事した研究機関の名称や研究概要等に関する説明を B 廊下内に掲示する。
- (3) 密閉容器に入った遺伝子組換え植物が、B 廊下に搬入された時点で、保管施設（小型栽培室）に設置する。さらに、B 廊下入口に「遺伝子組換え植物保管施設設置中」、保管施設（小型栽培室）に「遺伝子組換え植物保管中」である旨を表示する。

5. 保管中の措置

(1) 保管期間中は盗難防止及び監視のため、以下の措置を講じる

- ① 保管施設（小型栽培室）は常時密閉するとともに、観賞温室は夜間、施錠し、警備保障会社による遠隔警備を実施する。
 - ② 保管場所である新潟県立植物園観賞温室が開館している間は、警備員を配置し適正な管理がなされるように監視する。
- (2) 組換え植物が生育不良や枯死の場合、密閉容器に入れて保管依頼元へ返送する。
 - (3) 新潟県立植物園利用者が B 廊下に立ち入る際には、保管施設の安全確保のため適切な観客誘導を行うとともに、室内での滞留者が過度になる場合は室内への入室を制限する。

6. 保管後の措置

- (1) 保管期間満了後は遺伝子組換え植物を密閉容器に入れ、すみやかに保管依頼元へ返送する。

7. 緊急時の処置

- (1) 保管施設が破損される事態が発生した場合は、職員あるいは警備員はただちに園長、安全主任者、保管主任者に連絡するとともに、関係機関にその旨を連絡する。

附則

この要領は、平成 30 年 12 月 18 日から施行する。